

令和元年
12/1 施行

道路交通法改正により

罰則強化

します！

運転中の
スマホ使用

ダメ!!

反則金が6000円から
18000円に
↑
引上げです!!!

※普通車の場合。車両の種類により金額は変わります。

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

運転中に
スマホ等を使用

携帯電話使用等（保持）…通話（保持）、画像注視（保持）する行為



改正前

罰則 5万円以下の罰金

反則金 大型…7千円
普通…6千円
二輪…6千円
原付…5千円

点数 1点

改正後

罰則 6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

反則金 大型…2万5千円
普通…1万8千円
二輪…1万5千円
原付…1万2千円

点数 3点

さらに
事故を
起こした

携帯電話使用等（交通の危険）…通話（保持）、画像注視（保持）、画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為



改正前

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

反則金 大型…1万2千円
普通…9千円
二輪…7千円
原付…6千円

点数 2点

改正後

罰則 1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

反則金 適用なし
(反則金制度の対象外
となり、**すべて罰則**
の対象に)

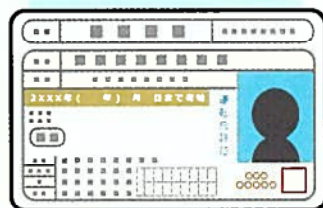
点数 6点（免許停止）

道路交通法の一部が改正されました

！ 運転免許証の再交付について

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合として、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加されました。

幅広い理由で
再交付が可能に。



名字の変更

住所の変更

！ 運転経歴証明書について

運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。
また、運転経歴証明書の交付を申請できる公安委員会が現在の住所地を管轄する公安委員会となります。

様々な特典を
受けられる
証明書です！

